



事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 21 日

都道府県薬剤師会 担当事務局 殿

日本薬剤師会

医薬・保険課

災害救助法適用地域における「保険処方せん」と「災害処方せん」の  
相違点について（情報提供）

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 28 年熊本地震の発災以降、災害処方せんの取り扱いに関する問い合わせが見られることから、別添のとおり、「保険処方せん」と「災害処方せん」の相違点を整理しました。

取り急ぎ、ご参考までに情報提供いたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、必要に応じて貴会会員へご周知いただくなどご活用いただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

なお、同資料については、日薬ホームページにも掲載予定であることを申し添えます。

災害救助法適用地域における保険処方せんと災害処方せんの相違点

	保険処方せん	災害処方せん
根拠法	健康保険法、国民健康保険法ほか	災害救助法
処方せんの 交付場所	保険医療機関	救護所、避難所救護センターなど（すなわち、保険医療機関以外） ※日本赤十字社の救護班、DMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会による災害医療チーム）など、ボランティアにより行われている診療
調剤の場所	保険薬局	救護所、避難所救護センター、モバイルファーマシー、保険薬局
処方せんの 記載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者番号、被保険者証／被保険者手帳の記号／番号、患者名、保険医療機関、保険医、処方内容 など</li> <li>①保険者番号などの記載がない場合 加入保険や事業所名（国保／後期高齢者医療制度の場合は住所）を確認し、調剤録に記載しておく。</li> <li>②保険医療機関の記載がない場合 患者に処方せん交付を受けた場所を確認する（救護所、避難所救護センター その他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えない）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     ※処方せんは、通常様式によらない、 医師の指示を記した文書等でも可                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災などの記号（災害医療に係る処方せんである旨）</li> <li>・ 患者名、処方医、処方場所、処方内容 など</li> </ul>
処方せんが ない場合	事後的に処方せん発行されることを条件に、以下の要件のいずれにも該当する場合は保険調剤可  ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむを得ない理由で、医師の診療を受けることができない  イ 医師との電話やメモ等により処方内容が確認できる（医療機関と連絡が取れないときは、被災者であって、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかであること）	規定なし
患者負担	法定どおり（1～3割）	県市町と県薬剤師会との災害協定による（注：過去の事例を見る限り、患者負担は無いケースがほとんど）
費用請求先	保険者（審査支払機関経由）	県市町（処方場所の自治体）